

大阪府地域防災計画【基本対策】修正（概要）

I 基本方針

南海トラフ巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものの、仮に発生すれば、大阪においても、これまで想定しなかった甚大な被害をもたらすとともに、経済中枢機能が集積している大都市・大阪に対する打撃は、大阪だけの問題にとどまらず、日本全国、ひいては我が国の競争力を低下させ、国家としても大きな損失となることが明らかとなりました。

災害対策にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことから、『減災』の考え方を基本理念に据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ小さくなるよう、「I 命を守る」、「II 命をつなぐ」、「III 必要不可欠な行政機能の維持」、「IV 経済活動の機能維持」、「V 迅速な復旧・復興」の5つを基本方針として対策を講じていきます。

各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図るとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めています。

また、災害対策には、時間の経過とともに、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の段階があることから、計画的に災害対策を進めていくよう、各段階に応じた対策の方向性を規定するとともに、継続的にP D C Aサイクルを適用して、絶えず災害対策の改善を図っていきます。

（主な修正項目）

【防災の基本方針】 [総則 P5]

- 基本理念として「減災」を、基本方針として「5つの方針」を規定
→ I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持
V 迅速な復旧・復興
- 災害対策の実施にあたって「多様な主体の自発的な防災活動の推進」を規定
- 「災害予防」「災害応急」「災害復旧・復興」の各段階における対策の方向性を規定

注) [] : 地域防災計画の記載箇所〔災害対策の段階、ページ〕を明記（以下、同様）

II 南海トラフ巨大地震

1 危機管理体制の再構築

現在、我が国の災害時における危機管理体制は、市町村が中心となって防災活動を実施し、市町村が事務を行うことが不可能となった場合に、府、国が支援、代行する垂直的な体制となっています。しかし、南海トラフ巨大地震が発生すると、被害が広範囲な地域にわたって一挙に及ぶため、一市町村はもとより、一都道府県だけでは対応することが困難となり、さらには近隣の自治体も同時に被災地域となるケースが想定されます。

このような事態を防ぐため、府、市町村は、自らの防災機能強化に向けて、地域防災会議への女性はじめ多様な主体の参画、南海トラフ巨大地震に対応したBCP（業務継続計画）の策定、自治体職員の一層の意識啓発等に取組みます。また、情報収集伝達体制の強化を図るため、府は、防災行政無線の強化等、情報収集伝達手段の多重化・多様化等を、市町村は、被災者の安否情報の提供体制の整備等に取り組んでいきます。さらに、府域全体の防災体制を強化するため、防災対策の重要な担い手となるボランティアや事業者との連携強化を進め、行政機関と民間が連携した防災対策の構築に取組みます。

一方、近隣府県が同時に被災する大規模かつ広域的な災害にも対応できるよう、府は遠方に所在する自治体や同じ地域特性を有する自治体との防災協定の締結等、より広範な範囲での広域的防災体制の一層の強化を図っていきます。

なお、府域の被害が比較的軽微な場合は、府、市町村とも自力での災害対応に最大限努めつつ、被害の甚大な地域への支援を積極的に行っていきます。

（主な修正項目）

【府、市町村の防災機能強化】《府、市町村》

- 地域防災会議への女性はじめ多様な主体の参画促進 [総則 P22]
- 南海トラフ巨大地震を想定したBCPの作成 [予防 P37]
- BCPの実行可能性等を検証する訓練の実施 [予防 P34]
- 幹部を含めた職員への防災教育の一層の充実 [予防 P35]
- 災害応急対策に従事する者の安全確保 [応急 P129]
- 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策 [予防 P37]
- 内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を行った場合の応急対策 [応急 P143]

【情報収集伝達体制の強化】《府、市町村》

- 大阪府防災行政無線の強化 [予防 P40]
→災害拠点病院への防災行政無線の整備
- 緊急地震速報・大津波警報の設定と情報伝達の整備 [応急 P159～162、165]
- 情報収集伝達手段の多重化・多様化 [予防 P40、応急 P189]
→地理空間情報、住民からの情報（おおさか減災プロジェクト、SNSの活用等）、かんさい生活情報ネットワーク
- 情報のトリアージの導入 [応急 P189]
→情報の重要度、発信者の属性等の観点からトリアージを行い、適切な応急対応を実施

- 被災者の安否情報等、住民等からの問い合わせ対応に向けた体制の整備 [応急 P241]
- 職員緊急連絡用携帯電話の災害時優先登録 [予防 P41]
- リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の配置 [応急 P189]
 - 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対して技術的に支援し、情報を共有

【市町村への支援体制の強化】《府、市町村》

- 府内市町村への支援体制の整備 [応急 P141]
 - 市町村長から知事への災害応急対策の応援、応急措置の実施要請等
 - 知事から市町村長への災害応急対策・応急措置の応援・実施指示
 - 知事による市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部の代行等
- 市町村における情報収集伝達体制の強化
 - 府職員の市町村派遣体制の整備等 [予防 P37、応急 P191]
 - 府に報告できない場合の内閣総理大臣への報告 [応急 P192]

【行政機関と民間が連携した防災体制の構築】《府、市町村、事業者、ボランティア》

- 府、市町村の基本的責務において「ボランティアとの連携」を規定 [総則 P6]
- ボランティアとの連携強化 [予防 P38、P83、応急 P241]
 - ミスマッチ解消に向けたコーディネート、ボランティア活動環境の整備等
 - 防災協定の締結推進
- 事業者との連携強化 [総則 P21、予防 P38、P84]
 - 事業者の基本的責務において「災害応急対策等に必要な物資等の提供等を行う事業者の事業活動の継続及び防災に関する施策への協力」を規定
 - 民間事業者に委託可能な災害対策業務の協定締結の推進等

【広域的防災体制等の強化】《国、府、市町村、関西広域連合》

- 府県間の応援システムの強化 [予防 P35、応急 P139]
 - 遠方所在自治体等との防災協定締結の推進、内閣総理大臣に対する応援の要求等
- 関西広域連合への応援要請内容の充実 [応急 P138]
 - 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、広域避難の調整等
- 指定行政機関等の長等に対する応援の要求 [応急 P139]
- 災害発生自治体への支援体制の整備 [応急 P138、P140]
 - 被害が比較的軽微な場合に被害の甚大な地域に対する積極的に支援を行う旨の規定
 - 他府県知事からの応援の要求に対する応諾
 - 内閣総理大臣からの応援の要求を踏まえた府内市町村長への応援依頼等

2 自助・共助の充実

防災力の向上にあたっては、「公助」とともに、「自助」と「共助」の取組みを一層進め、地域防災力を強化していくことが極めて重要です。

大阪では、今後 30 年間に人口の大幅な減少や人口構成の変化が予測され、高齢者が増加する半面、消防団や水防団、自主防災組織等の主な担い手となる若者の減少が危惧されています。昨今の地域コミュニティの希薄化とも相まって、地域における防災の様々な仕組みが徐々に失われ、地域防災力が低下するという大きな課題に直面しています。

そのため、住民一人ひとりが防災に対する正しい知識と行動を身につけるとともに、自らが地域において果たす役割を認識し、たとえ自らが被災者になった場合でも、自身の安全を確保の上、防災活動に協力すること、そして、地域住民のみならず、消防団や水防団、自主防災組織、さらには地域に事業所を有する事業者、ボランティア、滞在者等が一体となって、地域の防災活動に取り組むことなど、これまで以上にソーシャルキャピタルを高めながら、地域防災力の向上、継続・発展に向けた取組みを進めていくことが重要です。

市町村は「地区防災計画」の策定を推進していくとともに、住民や事業者らに対して、普及・啓発活動や防災教育等を通じた防災意識の高揚、多様な主体の防災活動への参画促進やN P O 等の有償ボランティア活動との連携等による防災活動の担い手の増強、消防団や水防団、自主防災体制の一層の強化に取り組むこととし、府は、市町村の取組みを支援していきます。

また、事業者は、災害時に事業継続ができるよう、平常時からB C P、B C M^{*}（事業継続マネジメント）等の取組みに努めるとともに、地域において積極的に防災活動に取り組むなど、自らの企業防災の取組みを推進していくこととしています。

※事業継続マネジメント（B C M）

B C P 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（主な修正項目）

【地域防災力の向上と継続・発展】《府、市町村、個人、事業者、地域、ボランティア》

- 府、市町村の基本的責務において「地域防災力の強化」、「ボランティアとの連携」を規定 [総則 P6]
- 地域防災力の向上と継続・発展に資するため、地域コミュニティの活性化や消防団等との連携等を通じた自主防災体制の整備を規定 [予防 P80]
- 地域コミュニティを活性化するため、女性はじめ多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進 [予防 P80]
- 地区防災計画の策定 [予防 P80]
 - 多様な主体が参画した地区防災計画の策定、市町村地域防災計画への反映
 - 住民及び当該地区に事業所を有する事業者の自発的な防災活動の推進
- 市町村地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を、地区防災計画に具体的な事業計画の策定を規定 [予防 P80]

- ボランティアの活動環境の整備において「地域コミュニティ活性化への寄与」、「N P O 等の有償ボランティア活動との連携」、「地域のボランティア活動の支援」等を規定

[予防 P83]

【防災意識の高揚】《府、市町村、個人》

- 住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に向けて、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じた取組みを行うことを規定

[予防 P77]

- 住民の基本的責務において「食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練の参加等」、「過去の災害から得られた教訓の伝承」を規定 [総則 P21]

- 住民に対する普及啓発内容等の充実 [予防 P77、P78]

→災害等の知識（過去の災害から得られた教訓の伝承、地域社会への貢献等）

→災害への備え（1週間分以上の日常備蓄の呼びかけ、家庭動物との同行避難や避難所での飼養の準備、地震保険等の加入促進）

→災害時の行動（自らの安全を確保した上で応急対応等の防災活動への参加、被害軽微時の生活物資提供、物資買占め自粛等の協力要請時の協力等）

→南海トラフ巨大地震の被害想定等、最新の知見等を反映した啓発コンテンツの作成

【防災教育の充実】《府、市町村、地域、ボランティア》 [予防 P78、P79]

- 「学校における防災教育」の重要性を規定するとともに、「地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材の育成」をめざすことを規定

- 学校における防災教育の内容等の充実

→内容において「地域社会の一員としての自覚の育成」を規定

→方法において「自主防災組織、ボランティア等との連携」を規定

→学校における防災教育の手引きの活用

- 教職員研修の充実

→災害に関する知識習得、各校の実践的な防災教育事例

- 消防団による小学校等での防災教育の実施

【消防団・水防団の機能強化】《府、市町村、地域》

- 消防団の活性化 [予防 P43、P44]

→「消防団の強化」、「事業者や大学等への協力」を規定

→処遇改善、ライフジャケット等安全確保用装備や詰所の整備

→自主防災組織等との連携強化（教育訓練）

- 消防団員の安全確保対策 [予防 P44]

- 水防団の活性化 [予防 P115]

→「水防団の強化」を規定

→青年・女性等の団員への参加促進、処遇改善、多様な主体を水防協力団体として指定

→研修・訓練や水防活動の拠点施設の整備

○水防団員の安全確保対策 [応急 P176]

【企業防災の促進】《府、市町村、事業者》

○事業者の基本的責務において「災害応急対策等に必要な物資等の提供等を行う事業者の事業活動の継続及び防災に関する施策への協力」を規定【再掲】

[総則 P21、予防 P84]

○企業防災の促進にあたって「災害時に企業が果たす役割」を十分認識することを規定

[予防 P84]

→生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生

○事業者による自主防災体制の整備 [予防 P81]

→府、市町村との間の地域貢献に関する協定締結の推進

○事業継続計画（B C P）とともに、事業継続マネジメント（B C M）の取組みの推進

[予防 P84]

3 「逃げる」ための対策の総合化

津波から「命を守る」ためには、防潮堤等の整備・維持や民間建築物の耐震対策等、事前のハード対策を確実に実施しつつ、府、沿岸市町（津波浸水想定区域を管内に含む市町）は、住民等が津波から迅速に「逃げる」ための対策を総合的に推進していく必要があります。具体的には、一人ひとりが、日頃から津波に関する正しい知識を持つこと、府、沿岸市町が、迅速に情報を伝達できる体制を整備すること、そして、いざという時に落ち着いて行動できるよう、予め避難誘導体制の整備や防災訓練を実施しておくことが重要です。

そのため、府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等の協議の場を活用して連携を図りつつ、津波ハザードマップの作成や防災教育等を通じた知識の普及・啓発、津波から迅速に逃げるために必要な情報伝達体制の強化、消防団や自主防災組織を中心とする地域防災力を活用した避難誘導体制の強化、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施等を通じて、住民への津波に対するリスクコミュニケーションを強化するとともに、津波被害に伴う要救助者を安全に保護するための対策について検討していきます。

また、津波を含め、様々な自然災害から迅速に「逃げる」ことができるよう、市町村は、災害事象に応じた避難計画の作成等による住民等への周知徹底等、住民の安全確保に向けて体制を強化していくこととし、府は、市町村の取組みを支援していきます。

さらに、自らの力だけでは避難が困難な避難行動要支援者への支援体制を強化するため、市町村は、これまでの取組みを発展させた「避難行動要支援者支援プラン（仮称）」を策定し、市町村地域防災計画の中で必要な対策を位置づけることとします。また、自治会や自主防災組織、社会福祉施設管理者等においても、災害時における地域の避難行動要支援者への支援強化に努め、府、市町村はこれらの取組みを支援していきます。

（主な修正項目）

【津波に対するリスクコミュニケーションの強化】《国、府、沿岸市町、事業者、地域、ボランティア》

○知識の普及・啓発の充実[予防 P106・P107]

- 津波に対する基本的事項として「避難した後、すぐに自宅に戻らないこと」等を規定
- 普及啓発方法に「啓発ポータルサイト等の活用」、「住民参加型のワークショップ等を活用した津波ハザードマップの作成」、「観光客への配慮」を規定
- 南海トラフ巨大地震に係る相談窓口の設置
- 《防災意識の高揚》《防災教育の充実》【再掲】 [総則 P21、予防 P77～P79]

○情報伝達体制の強化

- 大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）及び作成ガイドラインの策定 [予防 P107、応急 P209]
- 登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等を活用した住民への周知[応急 P163]
- 大津波警報の設定と情報伝達の整備【再掲】 [応急 P159～P161、P165]
- 安全性を確認した避難勧告の解除 [応急 P210]

○津波からの避難誘導体制の強化 [予防 P107・P108]

- 津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等及び同策定指針の策定

- 水防活動に従事する者の安全確保、水防と河川管理の連携強化
- 学校・医療機関、大規模施設等の津波避難誘導体制の整備
- 学校単位の応急対策（避難方法、保護者への連絡等）の整備
- 津波からの避難関連施設の整備 [予防 P108]
 - 指定緊急避難場所や津波避難ビル等の指定要件の明確化等
- 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施 [予防 P107]

【避難対策全般の強化】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 避難誘導体制の強化
 - 避難計画の作成、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等による住民等への周知徹底 [予防 P58]
 - 不特定多数の者が利用する施設の管理者の避難誘導計画の作成等 [予防 P58、P59]
 - 学校における防災計画の作成等校内防災体制の確立 [予防 P79]
 - 学校における保護者への引き渡しルールの作成 [予防 P58]
 - 未就学児童の確実な避難に向けた施設と市町村、施設間の連携強化 [予防 P58]
 - 《消防団・水防団の機能強化》【再掲】 [予防 P43、P44、P115、応急 P176]
- 避難関連施設の整備
 - 既存の避難場所、避難路の再点検 [予防 P108]
 - 指定緊急避難場所の指定要件の明確化等 [予防 P55]

【避難行動要支援者への支援体制の強化】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 避難行動要支援者支援プラン及び作成指針の策定 [予防 P70]
- 市町村地域防災計画に、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等を規定 [予防 P70]
- 全体計画・避難行動要支援者名簿・個別計画の策定 [予防 P70]
 - 避難行動要支援者名簿の共有と情報漏えい防止措置
 - 避難行動要支援者の情報把握等の強化
 - (民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等の連携)
- 避難誘導や避難所生活支援に係る訓練の実施 [予防 P71]
- 避難行動要支援者に配慮した避難指示・避難勧告・避難誘導の実施、避難情報の周知 [応急 P163、P210、P216]
- 本人同意に関わらず避難行動要支援者名簿を活用した安否確認等 [応急 P216]
- 地域防災リーダー等、支援者の育成 [予防 P70]

【社会福祉施設の機能強化】《府、市町村、事業者》 [予防 P71]

- 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進等
- 社会福祉施設への派遣職員登録要請や職員派遣協力協定の締結等、災害時における介護職員の派遣体制の整備
- 社会福祉施設管理者による災害対策マニュアルの作成・避難訓練の実施

4 被災者のQOL^{*}の向上（応急対応の最適化）

府、市町村は、助かった命をつないでいくことはもとより、被災者のQOLの向上に向け、被災者の気持ちに寄り添った、きめ細かな支援を実施していくことが重要です。しかし、業務資源は限られており、被害が甚大かつ長期化するにつれ、行政の取組みだけでは十分な対応ができない可能性があります。

そのため、府、市町村は、民間との連携強化、物資やボランティア活動等のミスマッチ解消等に向けたシステムの構築等を検討しつつ、長期間の災害応急対策が可能となるようなオペレーション体制の整備に取組みます。

また、避難所の生活環境について、市町村は、平常時から受入れ人員の確保、設置場所や施設構造等の改善等を進めるとともに、要配慮者に対する支援を充実していきます。府は、避難所に滞在できない被災者も含めて、物資が安定的に供給できるよう、防災拠点の集配体制等を強化するほか、市町村とともに、広域避難体制の整備、緊急輸送路の確保、避難所に滞在する避難者の低減方策や住宅の早期供給方策の検討を行っていきます。

被災地を含む地域社会の安定については、府警本部は警戒活動の一層の強化に取組みます。市町村は、適正なし尿処理やごみ処理等の衛生状態の維持等に取組み、府は、しっかりと支援していきます。また、遺体の処理、火葬等について、市町村は適正に対処するとともに、府は広域火葬体制の確保に取り組んでいきます。

さらに、要救助者や負傷者等を一人でも多く救うためには、迅速かつ適切な医療救護が不可欠です。府は市町村、医療関係機関等と連携して、医療救護に係る体制の一層の強化に取組みます。

なお、「避難収容」という表現について、「避難行動」や「避難の受入れ」等の表現に改めることとします。

※QOL (Quality of Life)

『生活の質』と訳され、人間らしい生活や、満足した生活を送っているかどうかを尺度として評価する概念

(主な修正項目)

【府、市町村のオペレーション機能の強化】《府、市町村》

- 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の検討 [応急P129、P241]
 - ボランティアや民間企業との連携体制、物資やボランティアのミスマッチ解消
 - 生存率が急激に低下するとされる発災後72時間までの対応とそれ以降の対応

【避難所等における生活環境の向上等】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 良好な指定避難所の確保 [予防P56、P57]
 - 避難者等の発生規模と避難所や応急住宅の受入れ能力等の事前評価
 - 公的・民間施設の利用拡大、在宅避難への誘導等による受入れ能力の確保
 - 避難所の設置場所や施設構造等の要件改善、住民への周知徹底
 - 学校を指定避難所とする場合の配慮
- 安全で安心な避難生活

→避難所及び避難所に滞在できない被災者に対する物資の安定供給等 [応急 P213]

→避難所運営への女性の参画 [応急 P214]

→災害情報入手に資する機器等の整備 [予防 P57]

→巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所の安全確保 [応急 P214]

○要配慮者への一層の配慮

→避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等による応援 [応急 P216]

→応急仮設住宅への優先入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置、情報提供等
[応急 P216]

→災害ボランティアや通訳ボランティアの派遣 [応急 P250]

○避難所の早期解消 [応急 P214]

→被災建築物応急危険度判定等の活用による早期帰宅の推進

→自宅へ戻った被災者に対する物資の安定供給

○避難所に滞在する避難者の低減方策の検討 [応急 P214、P215]

○住宅の早期供給方策の検討 [復旧 P323]

【必要物資の供給体制の強化】《府、市町村、事業者》

○防災拠点における物資集配体制の強化 [予防 P62]

→民間事業者との連携による迅速かつ効率的な物資集配体制

○市町村間での共同備蓄や相互融通体制の整備 [予防 P63]

○備蓄項目に「簡易ベッド、間仕切り等」を追加 [予防 P62]

○緊急物資の供給に「要配慮者や男女のニーズの違い等への配慮」を規定 [応急 P243]

○在宅避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、広域避難者への物資等供給 [応急 P243]

○供給物資が不足した場合の調達体制の整備 [応急 P243]

→府、市町村から国へ、市町村から府への要請体制

→市町村からの要請を待たずとも、物資を確保し供給する府のプッシュ型支援体制

○指定公共機関等に対する物資等の運送要請 [応急 P243]

○海外の自治体との地域レベルの支援助入れ等協力体制の検討 [応急 P252]

【広域避難体制の整備】《府、市町村、事業者》

○広域一時滞在の体制整備 [予防 P59、応急 P218]

→他の府県との広域一時滞在に係る応援協定締結の推進

→発災時の具体的な避難・受入方法を含めた協議方法、手順の作成

→知事による代行協議の実施

→他の市町村からの被災者の受け入れに向けた協議の方法、施設等の確保

○指定公共機関等に対する被災者の運送要請等 [予防 P59、応急 P211]

→運送事業者である指定公共機関等に対する被災者の運送要請・指示、協定締結

【緊急輸送路の確保】《国、府、市町村》

○広域緊急交通路沿道建物の耐震化促進 [予防 P100]

○港湾機能の強化 [予防 P53、P101]

→港湾相互間の広域的な連携による航路啓閉等の港湾機能の維持・継続、緊急輸送等災害時に必要な航路等の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等の検討

○公共施設等へのヘリサインの整備 [予防 P53]

【社会環境の維持】《府、市町村、地域》

○警戒活動の強化 [応急 P265]

→被災地における府警本部と自主防犯組織等が連携したパトロール、生活安全に関する情報等の提供

→災害に便乗した犯罪の取締及び被害防止の強化

○衛生状態の保持 [予防 P92、P93、P94、応急 P261、P262]

→施設の耐震性等の配慮、応急対策に必要な資機材の備蓄や体制整備

→し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数について、事前の把握及び確保

→ごみ処理に係る一時保管場所の候補地の事前の検討及び一時保管場所の衛生状態を保持するために必要な薬剤の備蓄確保

→広域的な処理体制の整備

○遺体処理の適正化 [応急 P263、P264]

→処理方法の適正化、民間と連携した資機材の確保、遺体保管・運搬体制等の整備

→火葬場の耐震化、耐浪化、遺体安置所の設定

○物価の安定（災害緊急事態布告時の生活必需品等の買い控え協力） [応急 P266]

【医療救護体制の強化】《府、市町村、事業者》

○医療救護活動に関する組織体制の整備 [応急 P201、P204]

→災害医療本部、DMAT 調整本部、DMAT・SCU 本部、地域災害医療本部

→「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」の策定・運用

→災害拠点病院の機能強化（医療救護班の受入れ、DMAT 派遣）

→災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備 [予防 P50]

○病院災害対策マニュアルの充実 [予防 P49]

○医療情報システムの強化 [予防 P40、P49、応急 P201]

→災害拠点病院への防災行政無線の整備【再掲】

→広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の充実等

○広域医療搬送拠点の整備 [予防 P33、応急 P204]

→航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の設置

○中長期にわたる医療救護活動の強化 [予防 P46～P48]

→被災地外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート

→ドクターへリや自衛隊機等を活用した被災地域外の医療機関への搬送

→災害医療コーディネーターを活用した医療救護班の受入れ・派遣調整

○他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れ [予防 P46]

5　迅速な復旧・復興

復旧・復興は、一刻も早く平穏な日常を取り戻し、活気のある地域の復活につなげたいという被災者や社会の願いであり、我が国が国際的な信頼を得ていくためにも最優先で取り組むべき課題です。

各防災機関は、災害による被害を少しでも軽減するため、国の動きも踏まえつつ、各々の事業特性に応じた予防・応急対策の検討を行い、具体的対策に取り組むこととし、必要に応じて順次、地域防災計画に反映していきます。また、ライフライン等に関わる事業者の復旧活動を位置付けることとし、当該事業者は可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すこととします。

なお、復旧・復興において最優先すべきは被災者の気持ちです。府、市町村は、復旧事業を進めるにあたり、住民の意向を尊重することはもとより、日常生活の回復に向け、市町村は、罹災証明書の交付手続き等の迅速化、被災者台帳の作成等に取組み、府は、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置の実施、特定大規模災害が発生した場合に、市町村に代わって事業を行う体制等を整備していきます。

さらに、復興について、府、市町村は、予め復興体制の枠組みを整備しておくとともに、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、基本方針や復興計画の策定手続き等を明確に位置づけるなど、いざという時に、速やかに対応ができるよう、平常時からしっかりと準備していきます。

(主な修正項目)

【予防・応急対策の強化】《府、市町村、事業者》

《上水道・工業用水道》

○津波による河川の塩分遡上への対応、自己水の活用によるバックアップ機能の強化

[予防 P90、応急 P185]

《電力》

○各種防災機関との連携・協力体制の確立、最大クラスの災害を想定した各種訓練の実施、災害時の情報通信手段の多様化等 [予防 P65、P66]

《ガス》

○災害対策用資機材として導管材料備蓄の実施 [予防 P67]

《電気通信》

○電気通信設備等の建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改 [予防 P91]

【復旧対策の強化】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

○災害復旧対策にライフライン事業者等の復旧活動を規定 [復旧 P328～P330]

→可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画の策定、広報活動の実施等

→復旧計画の策定に当たっては、病院、官公庁等の公共機関、避難所等を原則優先

○復旧事業の実施にあたって「住民の意向の尊重」、「女性や要配慮者の参画促進」を規定

[復旧 P319]

- 自主防災組織の平常時の活動において「復旧・復興に関する知識の習得」を規定
[予防 P81]
- 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行 [復旧 P320]
- 被災者の日常生活回復に向けた対策の強化
 - 被災者の被害の状況や支援状況等を集約した被災者台帳の作成 [復旧 P322]
 - 府の各種許可証等の再交付等手数料の減免措置 [復旧 P322]
 - 家屋被害認定者の育成、被災者生活再建支援金の迅速な給付に向けた体制整備
[予防 P36、復旧 P324]
 - 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合の教育活動の配慮
[予防 P59、P60]
 - これまで生活してきた地域コミュニティの維持に配慮した応急仮設住宅等への入居
[応急 P246]
 - 応急仮設住宅や恒久住宅の早期供給に向けた検討【再掲】 [復旧 P323]

【復興体制の整備】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 復興に向けた基本的な考え方を規定 [復興 P333]
 - 復興計画の策定及び復興事業の実施
- 府における復興に向けた組織・体制の整備 [復興 P333、334]
 - 復興対策本部（状況に応じ現地復興対策本部）の設置、関係機関との調整等
- 府における復興計画等の策定 [復興 P334、335]
 - 「大規模災害からの復興に関する法律」を踏まえた基本方針及び復興計画の策定
 - 復興計画の策定にあたって、有識者や地域住民の意見聴取等を規定
 - 復興計画の必要記載事項（目標年次、区域、推進方策等）を規定
- 市町村における復興に向けた取組み [復興 P335]

6 大阪特有のリスクへの対応

大阪は、平常時において都市の高度化を徹底的に追求し、人口や経済中枢機能が集積している分、災害発生時の被害が増大し、深刻な状況に陥る危険があります。また、地質や地形、これまでの発展の歴史の中で、大阪特有の課題を抱えております。

今回、被害想定の結果等を通じて明らかとなった、大阪特有の7つのリスクについて、必要な対策を講じていきます。

(1) 防潮堤等の津波浸水対策 [予防 P104、P105]

防潮堤等の沈下対策については、国家的な観点から見ても最重要の課題であることから、レベル $1 + \alpha$ のハード対策に取組みます。府は、大阪市と連携し、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、実施計画を策定し、早急に取り組んでいきます。

また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進めていくとともに、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備の推進、電気設備等の耐水機能の確保に努めます。

なお、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保等の検討を進めています。

(2) 地下空間対策 [予防 P108、P109]

大阪市内中心部には、全国最大規模の地下街や多数の地下駅が存在するとともに、地下施設を有する大規模駅周辺ビル群が多く立地しており、津波に対する地下街、地下駅等の地下空間対策が大きな課題です。

抜本的対策を講じるためには、新たな知見に基づくことが前提となります。知見が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町は、水防法に準拠し、津波に関する情報の伝達方法や地下街等の施設の名称及び所在地等を市町村地域防災計画に定め、住民に周知していきます。また、地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画を作成し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するなど、円滑かつ迅速な避難の確保に向けた取組みを行うほか、地下出入口における止水対策を進めています。

なお、これらの具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を進めています。

(3) 帰宅困難者支援対策 [予防 P73]

帰宅困難者については、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、取組みを進めており、この基本原則を維持しつつ、今後、より実効ある対策を講じていく必要があります。具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を進め、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、より一層の取組みの強化を図ります。

(4) 木造住宅密集市街地対策等 [予防 P89、P99、P100]

木造住宅密集市街地については、平成32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市

街地」の解消を目指し、今後作成する「大阪府密集市街地整備方針」等を踏まえ、地区公共施設の重点的整備、老朽住宅の除却促進・防火規制・耐震改修促進の強化、延焼遮断帯・地域拠点等の整備、地域防災力の向上といった方向性を基本に、地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を進めます。あわせて災害に強い都市構造の形成を目指していきます

また、木造住宅密集市街地を含む、民間建築物の耐震対策については、府、市町村が一体となり、民間と連携した施策の展開等を通じて、住民による木造住宅等の自主的な耐震化を支援していくほか、耐震改修促進法の改正を踏まえ、不特定多数が利用する大規模な建築物や府が指定する緊急輸送路の沿道建築物の耐震化をより一層促進していきます。

なお、液状化対策について、公共建築物は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、適切に実施することとし、民間建築物は、府民への液状化のおそれのある箇所の開示や対策工事の手法等の情報提供、建築関係団体との協力による相談窓口の設置等、効果的な普及・啓発を実施していきます。

(5) 災害廃棄物対策等 [予防 P93、P94、応急 P262]

発災後、数日後のステージで、災害廃棄物等をいかに適正に処理するかが、復旧活動はもとより、一刻も早い住民の日常生活の回復や事業者の活動再開といった復興を進めるにあたって、非常に重要な課題です。

市町村は、災害時における災害廃棄物等の被害想定等を勘案し、予め仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートを検討するとともに、仮置場の衛生状態を保持するために必要な薬剤の備蓄、周辺市町村等との協力体制の整備に努めています。また、府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、予めモニタリング体制を整備していきます。

なお、府は、廃棄物処理関係団体との協力体制、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合に備え、広域的な協力体制の確保に努めています。

(6) 管理化学物質※対策 [予防 P123、応急 P307]

大阪には、有害な化学物質を扱う事業所が多く所在し、工場・事業場と住宅が混在している地域があります。そのため、事業所における有害な化学物質の管理の強化に向け、管理化学物質災害対策を新たに規定し、府は、有害な化学物質の取扱事業者への管理体制の整備等に関する指導、意識啓発を行っていきます。また、有害な化学物質の事故が発生した場合に備え、府、市町村、事業者の間での応急対応及び連絡通報体制を整備するなど、災害の未然防止・2次災害の拡大防止を図ります。

※管理化学物質

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、事業者による自主的な管理を促す対象として指定している有害な化学物質をいう（平成26年1月現在：602物質を指定）。消防法や高圧ガス法で対象とならない物質も含まれる。

(7) 石油コンビナート災害対策 [予防 P123]

大阪では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、大阪北港地区等4地区が特別防災区域に指定されていることから、大阪府石油コンビナート等防災計画を策定し、災害の未然防止・拡大防止に向けた取組みを実施しています。

従来は、被害が特別防災区域に限定されるとの認識の下、個別事業者による災害対策が中心となり、経済被害までは十分に想定していましたが、大阪府石油コンビナート等防災本部（会長＝松井一郎【大阪府知事】）に設置された地震・津波被害想定等検討部会（部会長＝室崎益輝【神戸大学名誉教授】）の第一次報告（平成26年1月21日）によれば、レベル2の地震・津波に対する被害想定の結果、石油類の流出が明らかとなりました。また、火災や爆発が他の施設に連鎖し、複数の災害が複合して発生することが想定されるため、個別事業者の対応だけでは制御不能となり、被害が特別防災区域内に留まらず、周辺の地域にまで及ぶなど、従来の認識を変える必要性を指摘しています。

そのため、地域防災計画においても、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、府、市町村、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取組みます。

Ⅲ その他大規模な自然災害

近年、我が国に大きな被害を与えてる都市型豪雨や大型台風等の大規模な自然災害に対しても、早急に対策を講じていくことが課題となっています。

これらの事象は、新たな知見に基づく対策が必要とされる課題が多いため、その知見が明らかになった時点で詳細な検討を行い、地域防災計画や災害等応急対策実施要領等を修正していく必要があります。しかし、自然災害はいつ発生するか分かりません。

そのため、各防災機関は、新たな知見の結果を待つだけでなく、避難指示体制や水害減災対策の強化等、現在の知見に基づき対応が可能な対策から順次取り組んでいきます。

(主な修正項目)

【避難指示体制の強化】《国、府、市町村》

- タイムライン等の最新の知見を参考にした大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び作成ガイドラインの改訂【再掲】 [応急 P209]
- 特別警報の設定と情報伝達の整備 [応急 P150]
- 市町村長による屋内での待避等の安全確保措置 [応急 P210]
- 市町村長から知事や指定行政機関の長への避難指示に係る助言要請 [応急 P210]
- 避難指示の迅速な助言を得られるよう連絡調整窓口等の事前準備 [応急 P210]
- 登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等を活用した住民への周知【再掲】
[応急 P163]
- 安全性を確認した避難勧告の解除【再掲】 [応急 P210]

【水害減災対策等の強化】《府、市町村》

- 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難 [予防 P113]
 - 浸水想定区域内の大規模工場等の名称及び所在地の明示と住民への周知
 - 地下街等の所有者又は管理者による避難確保・浸水防止計画の策定等
- 水災に対する防災訓練の実施・指導 [予防 P114、P115]
- 大規模盛土造成地の位置の把握、住民等への周知 [予防 P119]
- 「造成宅地防災区域」の指定等の検討 [予防 P119]

【竜巻注意情報】《府》

- ホームページやメールでの竜巻注意情報の提供
[応急 P150、P151、P163]